

Info  
2

忘れずに納付しましょう

## 軽自動車税に関するお知らせ

軽自動車税(種別割)は、軽自動車などを毎年4月1日現在に所有している人に対して課税されます。通知書は、5月7日(火)に発送予定です。5月31日(金)までに納税をしましょう。

問い合わせ 税務課資産税係(☎35-0918)



### ■軽四輪自動車などの税額

三輪、四輪の軽自動車は、車両登録の時期に応じて税率が適用されます。この場合の車両登録の時期は、自動車検査証に記載されている初度検査年月(初めて車両番号の指定を受けた年月)となります。

### ●軽自動車の税率表

車種区分	税率(年額)				
	平成27年3月31日までに新規登録した車両	平成27年4月1日以後に新規登録した車両	初期登録から13年経過した車両		
軽三輪	3,100円	3,900円	4,600円		
軽四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	1万800円	1万2,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

### ●原動機付自転車などの税率表

区分	税率(年額)	車種	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円	01
	90cc以下	2,000円	02
	125cc以下	2,400円	03
	ミニカー	3,700円	04
小型特殊自動車	特定小型	2,000円	18
	農耕作業用	2,400円	11
その他	5,900円	12	
軽二輪	250cc以下	3,600円	05
小型二輪自動車	250cc超	6,000円	13
被けん引車	—	3,600円	15

### ■軽自動車税のグリーン化特例(軽課)

排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい軽自動車のうち、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに新規登録した軽自動車(三輪以上)は、令和6年度分の軽自動車税(種別割)の税額が軽減されます。また、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに新規登録した軽自動車(三輪以上)は、令和7年度分の軽自動車税(種別割)の税額が軽減されます。

### ●電気自動車や天然ガス自動車などの税率表

車種区分 (平成27年4月1日以降に登録した車両)	税額 (適用前)	グリーン化特例(軽課)適用後の税額			
		概ね75% 軽減①	概ね50% 軽減②	概ね25% 軽減③	
軽三輪	3,900円	1,000円	2,000円 (乗用営業用のみ)	3,000円 (乗用営業用のみ)	
軽四輪以上	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円
		自家用	1万800円	2,700円	適用なし
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	適用なし
		自家用	5,000円	1,300円	適用なし

- ①電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車(平成30年排出ガス基準適合、または平成21年排出ガス基準10%低減達成車)
- ②平成30年排出ガス基準50%低減、または平成17年排出ガス基準75%低減かつ令和2年度燃費基準+令和12年度基準90%達成車
- ③平成30年排出ガス基準50%低減、または平成17年排出ガス基準75%低減かつ令和2年度燃費基準+令和12年度基準70%達成車

※②、③は揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする軽自動車(乗用営業用)に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の「備考欄」に記載されています。

### ■軽自動車税の減免申請

身体や精神に、一定の基準に該当する障がいがある人が所有する軽自動車(未成年の場合は、家族が所有する軽自動車)などで、本人、または本人のために運転するものに対して、申請により軽自動車税が減免される場合があります。

※対象者には、3月に申請書を送付していますので、ご確認ください。

申請期限 5月24日(金)

### ■納税証明書の郵送を廃止します

軽JNKS(軽自動車税納付確認システム)の開始により、軽自動車検査協会では車検時の納税証明書の提示が原則不要となりました。これに伴い、令和6年度より納税証明書の郵送を廃止します(二輪車は令和7年度から廃止)。

納税証明書が必要な人は、市民課 市民係、または小笠市民課 市民福祉係(小笠支所内)の窓口で請求してください。